
板倉町一般廃棄物処理基本計画

板倉町

令和8年4月

目次

板倉町一般廃棄物処理基本計画

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の背景.....	2
第2節 計画の概要.....	3

第2章 町の概要

第1節 地域概要.....	7
第2節 人口・世帯数の動向.....	8
第3節 町の産業.....	11
第4節 土地利用.....	12

板倉町ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景.....	14
------------------	----

第2章 ごみ処理の現状

第1節 ごみの分別区分及び処理フロー.....	17
第2節 ごみ排出量の実績及びごみの性状.....	19
第3節 収集・運搬の状況.....	23
第4節 中間処理の状況.....	25
第5節 最終処分の状況.....	27
第6節 ごみ処理経費の状況.....	28
第7節 ごみ処理の評価.....	29
第8節 減量化・再利用施策.....	30
第9節 現行ごみ処理の課題.....	31

第3章 基本理念・基本方針

第1節 基本理念.....	32
第2節 基本方針.....	33
第3節 数値目標.....	33

第4章 目標達成に向けた取組

第1節 5Rによるごみの発生抑制と資源循環の徹底.....	34
第2節 安全・安定で環境負荷の小さい処理体制の構築.....	35
第3節 環境美化の推進.....	36
第4節 その他の計画.....	36

板倉町生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景.....	38
------------------	----

第2章 生活排水の現状

第1節 生活排水処理形態.....	39
第2節 下水道.....	40
第3節 収集運搬体制.....	40
第4節 館林環境センター.....	41
第5節 本町における水環境、水質保全に関する状況.....	43

第3章 基本理念・基本方針

第1節 基本理念.....	44
第2節 基本方針.....	44
第3節 数値目標.....	45

第4章 目標達成に向けた取組

第1節 生活排水処理設備の整備推進.....	46
第2節 適正な維持管理の推進.....	46
第3節 地域協働による生活排水処理対策の推進.....	47

板倉町一般廃棄物処理基本計画

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の背景

板倉町は、一般廃棄物の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条に基づき、「板倉町一般廃棄物処理基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定します。

この計画では、町民・事業者・行政が連携し、循環型社会※の形成に貢献できる取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を定めるものとします。

本計画は、令和3年3月に策定しています。この計画に基づいて、ごみの適正処理や資源化の推進等、資源循環の取組を推進してきました。今回、策定後5年が経過し、計画の取組の進捗状況や目標の達成状況を確認・検証し、見直しを行うものです。

※「循環型社会」とは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされています。

第2節 計画の概要

1. 法体系

環境の保全についての基本理念を規定した「環境基本法（平成5年法律第91号）」に則り、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」が制定されました。廃棄物の適正処理に関する「廃棄物処理法」、リサイクルの推進に関する「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）」及び個別物品に応じたリサイクルに関する法律とともに循環型社会の形成に向け実効ある取組みの推進を図っています。図1-1に循環型社会形成推進のための法体系を示します。

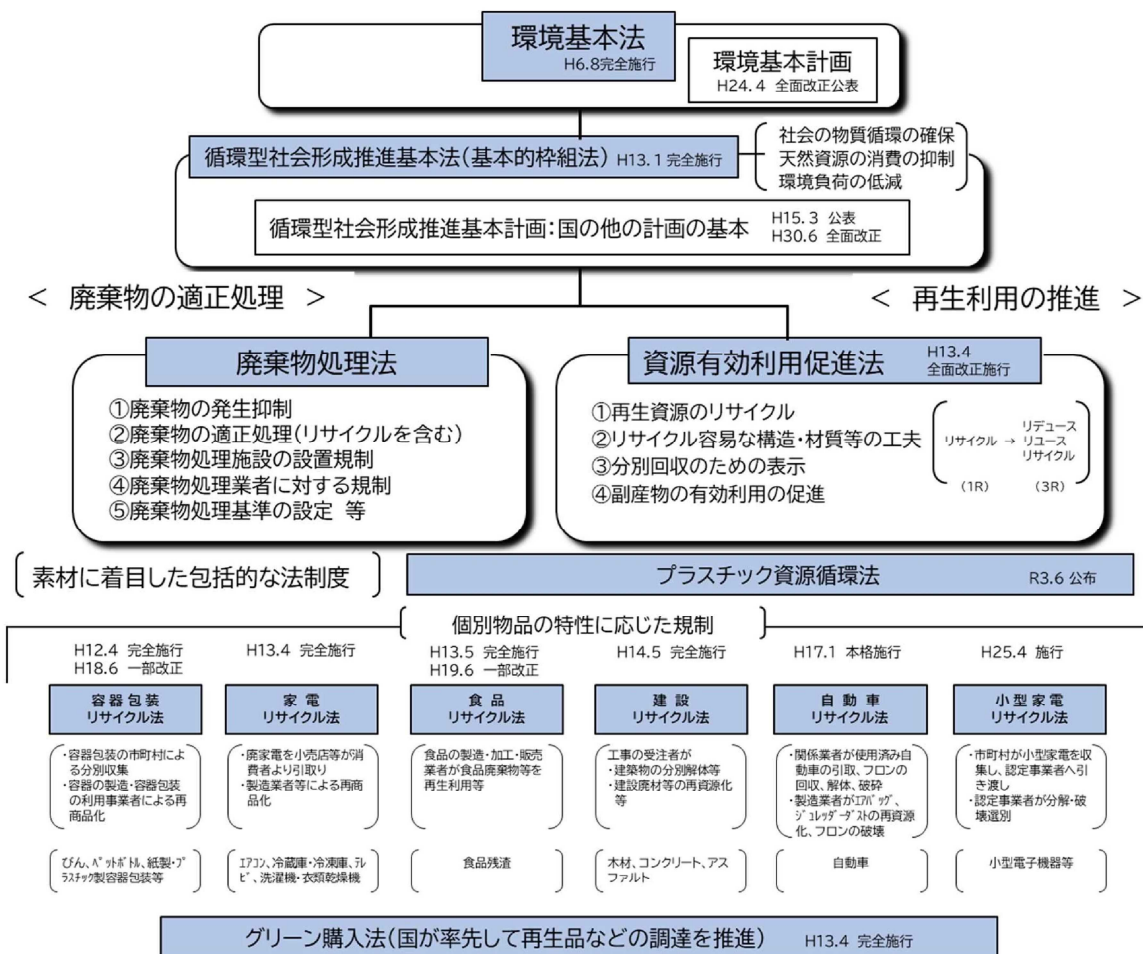


図 1-1 循環型社会形成推進のための法体系

2. 上位計画

基本計画の策定に当たっては、国、群馬県の上位計画を踏まえたものとします。

1) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。

「第五次循環型社会形成推進基本計画～循環経済を国家戦略に～（令和 6 年 8 月 2 日閣議決定）」では、循環経済への移行に向けた取組として「循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「多種多様な地域の循環システムの構築と地域創生の実現」「資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行」「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外発展の推進」などが掲げられています。

2) 廃棄物処理法基本方針

廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針（平成 13 年環境省告示第 34 号）（以下、「廃棄物処理法基本方針」という。）」が定められています。廃棄物処理法基本方針においては、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び循環的な利用を徹底したうえで、なお、適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本としています。

3) 群馬県循環型社会づくり推進計画

県が目指すべき循環型社会の姿を示すとともに、その実現のために各主体に求められる役割や県の施策等を明確に示すために「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画（令和 3 年 3 月）」を策定しています。群馬県循環型社会づくり推進計画では、基本方向を次のように定めています。

《基本方針》

環境への負荷を抑制し、廃棄物の適正処理を更に推進しながら、環境・経済・社会を統合した持続可能な形で資源を循環利用していく社会の実現を図るため、次の基本目標に基づき取組みを進めます。

- ・ 持続可能な社会づくりを目指した環境
- ・ 経済、社会を統合した取組（SDG s の考え方を活用）
- ・ 県民等各主体相互の連携の強化によるごみの減量及び資源化の推進
- ・ 「ごみ」が「循環資源」として再認識され、排出の抑制と「質」の高い循環的な利

- 用が定着している社会の実現
- ・地域循環共生圏の形成による地域創生の実現
- ・大規模災害時にも対応できる広域処理体制の強化

3. 計画の位置づけ

廃棄物処理法第6条第1項に、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。」とされており、基本計画は、図1-2に示す関連する諸計画との整合を図りながら策定しました。

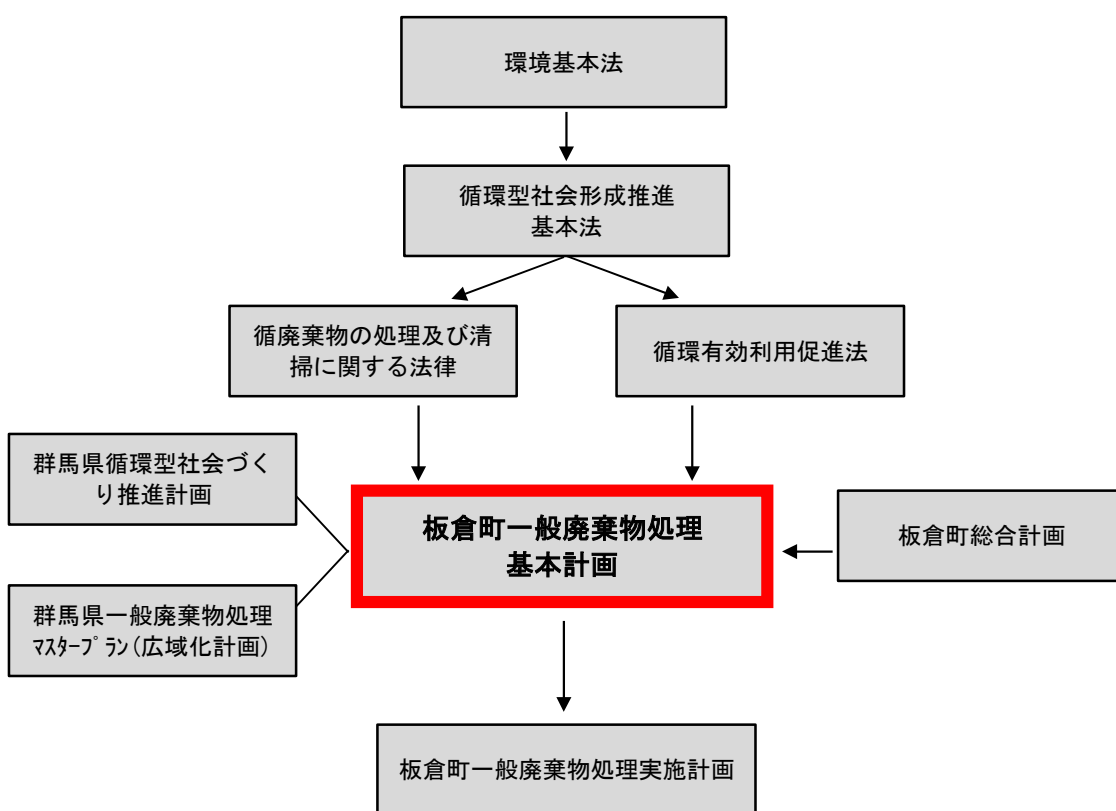


図 1-2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

一般廃棄物処理計画は、ごみ及び生活排水を対象とし、長期的な視点に立った基本的な方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、その基本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されています。

第2章 町の概要

第1節 地域概要

板倉町は、「鶴舞う形」と称される群馬県の県土において、鶴のくちばし（先端）にあたる最南東端に位置しています。埼玉県及び栃木県と接する県境の町であり、首都圏から約60 km圏内に位置する地理的優位性を有しています。

本町は、その特徴的な地形から「自然に恵まれた水と緑の町」として親しまれています。地理的には、町の南境を利根川、北境を渡良瀬川が流れ、東側には広大な渡良瀬遊水地（ラムサール条約登録湿地帯）が広がるなど、三方を豊かな水辺環境に囲まれています。町域の標高は県内でも最も低く平坦であり、町土の約75%が農地や河川で占められるという、水郷地帯特有の自然条件と田園風景が特徴です。

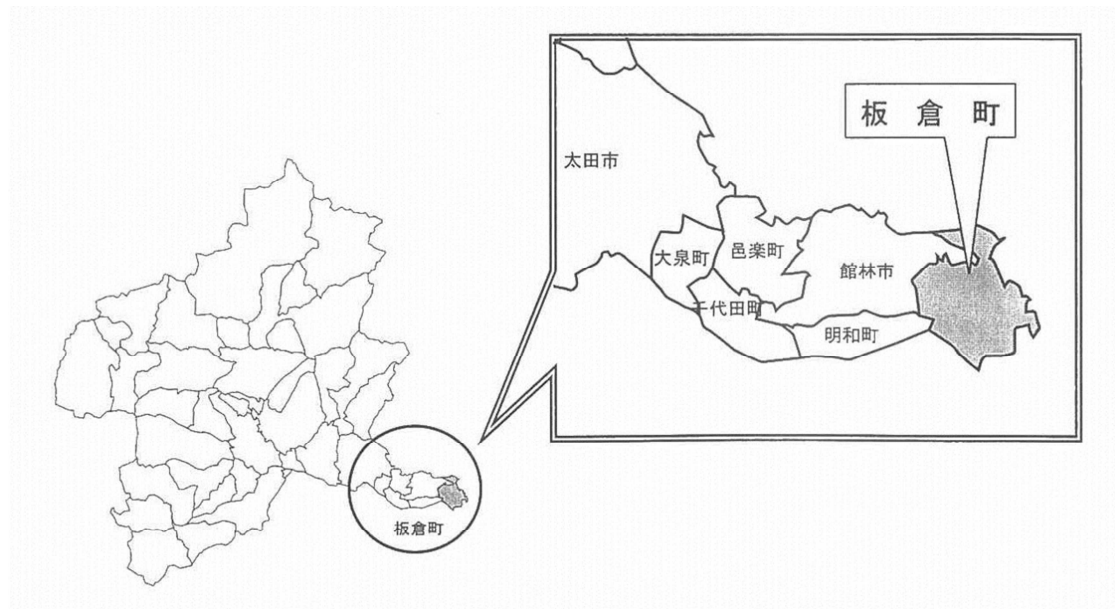


図 2-1 板倉町位置図

第2節 人口・世帯数の動向

1. 人口・世帯数の推移

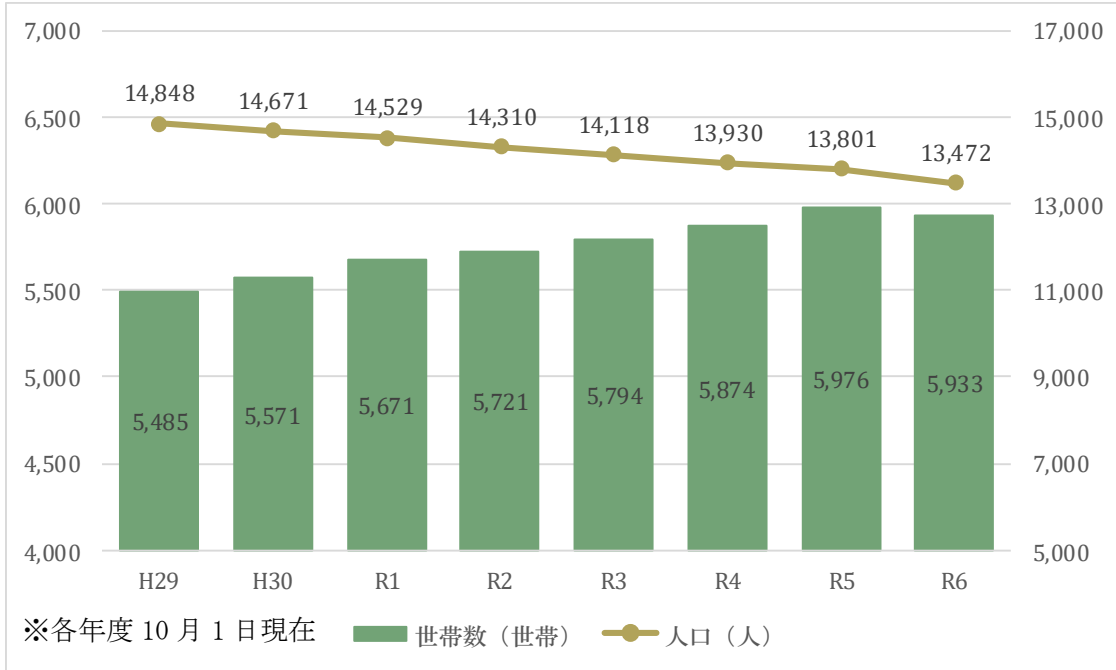


図 2-2 人口・世帯数の推移

2. 年齢別人口の推移

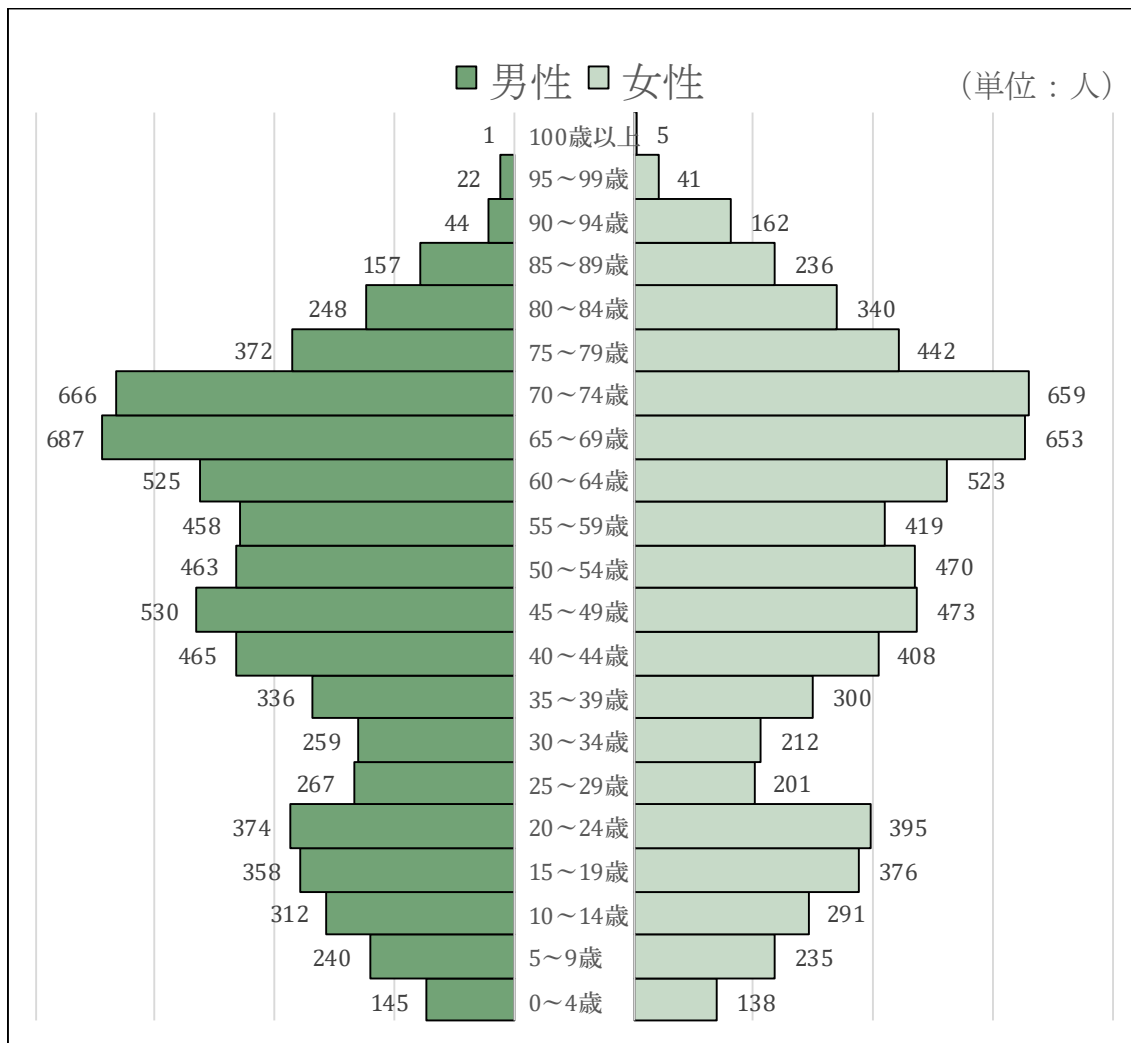
表 2-1 年齢別人口の推移

年度	総人口	年少人数 (0~14歳)		生産年齢人口 (15~64歳)		老人人口 (65歳以上)	
		人	割合	人	割合	人	割合
H22	15,706	1,911	12.2	10,075	64.1	3,683	23.4
H27	15,015	1,628	10.8	9,065	60.4	4,228	28.2
R2	14,083	1,361	9.7	7,812	55.5	4,735	33.6

※各年度 10月1日現在

国勢調査より

3. 人口ピラミッド



※令和2年10月1日現在

国勢調査より

図2-3 人口ピラミッド

4. 外国人住民人口

表 2-2 外国人人口の推移

(単位：人)

	R2	R3	R4	R5	R6
外国人住民人口	345	430	501	614	624

※各年度 10 月 1 日現在

住民基本台帳より

表 2-3 令和 6 年度国籍別外国人住民人口

ベトナム	296
インドネシア	116
フィリピン	36
ネパール	30
中国	30
ミャンマー	19
ブラジル	14
スリランカ	14
パキスタン	12
ラオス	12
カンボジア	10
バングラデシュ	6
韓国	6
台湾	5
その他	18
合計	624

※その他は5人未満(12カ国)

令和 6 年 10 月 1 日現在

住民基本台帳より

第3節 町の産業

表 2-4 令和3年度産業大分類別の事業所数及び従業員数

産業大分類		令和3年度			
		事業所数 (件)	比率 (%)	従業者数 (人)	比率 (%)
総数		564	100.0%	6,050	100.0%
第1次	農業・林業・漁業	8	1.4%	74	1.2%
	小計	8	1.4%	74	1.2%
第2次	鉱業・採石業・砂利採取業	2	0.4%	3	0.0%
	建設業	95	16.8%	373	6.2%
	製造業	99	17.6%	2,481	41.0%
	小計	196	34.8%	2,857	47.2%
第3次	電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.5%	6	0.1%
	情報通信業	2	0.4%	17	0.3%
	運輸業・郵便業	22	3.9%	423	7.0%
	卸売業・小売業	125	22.2%	1,022	16.9%
	金融業・保険業	8	1.4%	56	0.9%
	不動産業・物品賃貸業	9	1.6%	28	0.5%
	学術研究・専門技術サービス業	11	2.0%	21	0.3%
	宿泊業・飲食サービス業	32	5.7%	112	1.9%
	生活関連サービス業・娯楽業	48	8.5%	249	4.1%
	教育・学習支援業	10	1.8%	367	6.1%
	医療・福祉	34	6.0%	461	7.6%
	複合サービス事業	7	1.2%	54	0.9%
	サービス業	49	8.7%	303	5.0%
	小計	360	63.8%	3,119	51.6%

令和3年経済センサス活動調査より

第4節 土地利用

表 2-5 令和6年度土地利用の状況

区分	総面積(ha)	割合(%)
田	1,294.7	30.9
畑	943.4	22.5
宅地	555.5	13.3
池沼	36.5	0.9
山林	35.9	0.9
原野	12.9	0.3
雑種地	125.3	3.0
その他	1,181.7	28.2
合計	4,185.9	100.0

税務課課税資料より

板倉町ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

経済の発展に伴い、大量生産・大量消費型の経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物資循環を阻害しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも関係しています。そのため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」への転換が求められています。

国においては、環境基本法（平成5年法律第91号）や循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）の改正、各種リサイクル法の制定等、循環型社会形成を目指して法整備が進められ、令和4年度には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されました。

群馬県では、県の廃棄物処理計画として平成14年3月に第1次群馬県廃棄物処理計画、平成18年3月に第2次群馬県廃棄物処理計画を策定しました。その後、社会情勢の変化等を踏まえ、ごみの適正化処理計画を見直し、今後の県内の一般廃棄物処理広域化の方向性を示すため平成20年1月に「一般廃棄物処理マスタープラン」、令和3年3月に「群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定しました。

板倉町では、平成9年4月から「板倉町資源化センター」を核としてごみ固形燃料化・たい肥化を実施し、ごみリサイクル率の高さや1人1日あたりのごみの排出量の少なさは県内でもトップクラスの実績でした。

そのような中、群馬県が策定した「群馬県一般廃棄物処理マスタープラン」においてブロックごとに区分されたことを契機に、ごみ処理の効率化、合理化、コスト削減など今後さらに求められる課題を解決するため、板倉町、館林市、明和町とともに「焼却」「リサイクル」「最終処分（埋め立て）」の施設を建設し、館林衛生施設組合の運営により平成29年4月から、広域ごみ処理をスタートさせています。

1. ごみ処理基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理と生活排水処理の2編で構成されています。ごみ処理基本計画は、一般廃棄物のうち、ごみ処理についての基本計画を定めます。

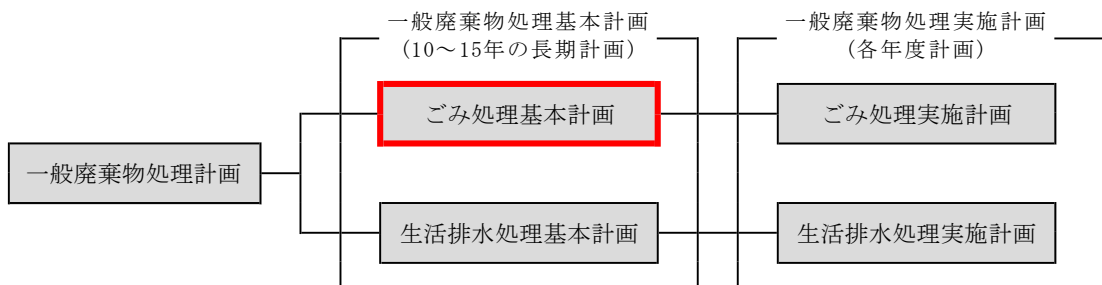


図 1-1 ごみ処理基本計画の位置付け

2. 計画の対象廃棄物

廃棄物の区分を図 1-2 に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の 2 つに区分されます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている 20 種類のものと、輸入された廃棄物のことを指します。

本計画において対象とする廃棄物は、一般廃棄物のうち生活排水を除く「ごみ」とします。

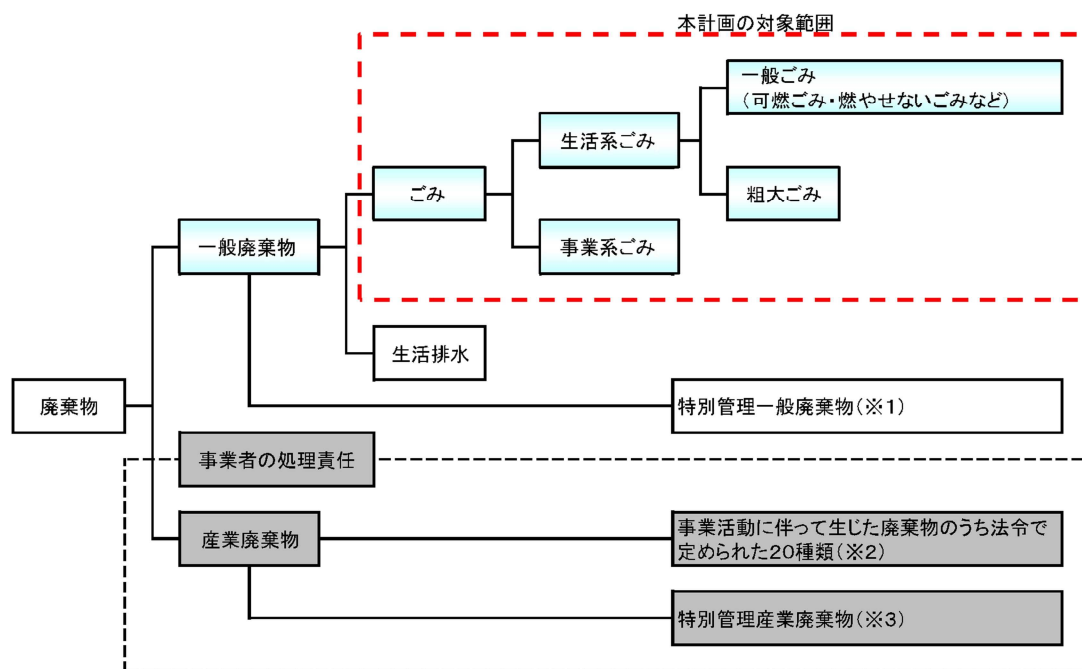


図 1-2 計画対象とする廃棄物

※1 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物(PCB 使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物)

※2 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体の 19 種類と、産業廃棄物を処分するために処理したもので 19 種類の産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固形化物等)

※3 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物(廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物等)

第2章 ごみ処理の現状

第1節 ごみの分別区分及び処理フロー

1. 計画の対象廃棄物

表 2-1 分別区分（令和7年4月現在）

分別区分	主なごみの種類	
燃えるごみ	リサイクルに適さない紙類、木くず、布、生ごみ	
危険物	陶磁器くず、ガラスくず、	
資源ごみ	びん	無色透明、茶色、その他
	かん	スチール、アルミ、スプレー缶(中身は使い切る)
	古紙類	新聞、雑誌、段ボール、雑がみ(空き箱、封筒等)、紙パック
	ペットボトル	ペットボトル
	容器包装プラスチック	プラ識別マークがあるもの 容器、包装類、トレイ、パック、シャンプー等のボトル、緩衝材、ポリ袋
	その他プラスチック	収納容器、風呂桶、ごみ箱
	小型家電	炊飯器、ラジカセ、掃除機、ファンヒーター
	蛍光管・電球	蛍光管、電球
	乾電池	乾電池、リチウムイオン電池
	古着類	古着
	廃食用油	廃食用油
	鉄類	ガスレンジ台、スチール机
	非鉄類	アルミ鍋
可燃性粗大ごみ	布団、家具類	
不燃性粗大ごみ	スーツケース、鉄製の机	

2. ごみ処理フロー図

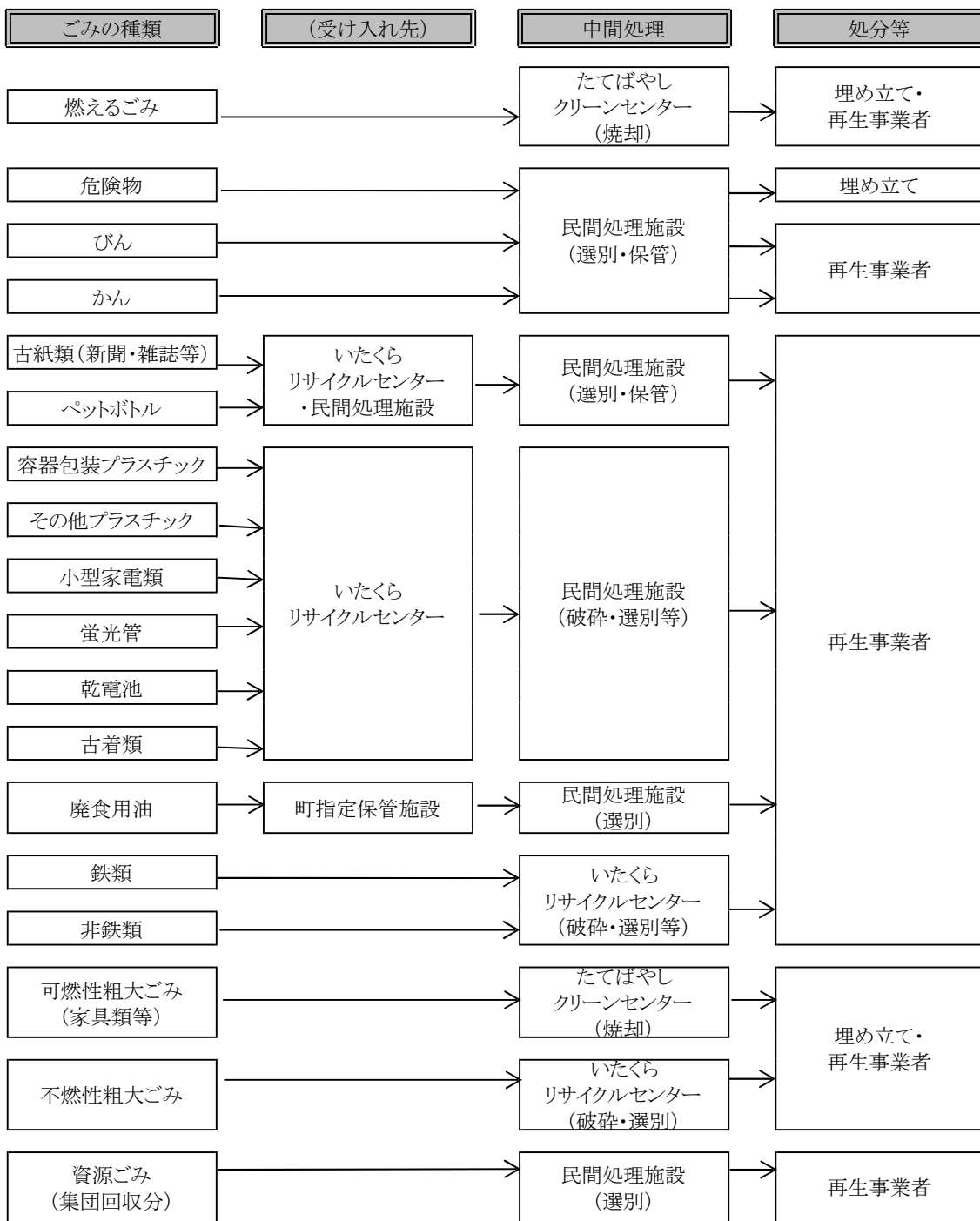


図 2-1 フロー図

第2節 ごみ排出量の実績及びごみの性状

1. ごみ排出量の実績

過去8年間(広域ごみ処理を開始した平成29年度～令和6年度)のごみ処理量の実績は、表2-2及び図2-2で示すとおりです。

表2-2 ごみ排出量の実績

(単位：t/年)

区分		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人口(人)		14,848	14,671	14,529	14,310	14,118	13,930	13,801	13,472
家庭系	可燃ごみ	1,952	2,148	2,219	2,419	2,468	2,542	2,497	2,478
	不燃ごみ	131	127	126	148	117	111	109	110
	資源ごみ	553	527	583	662	659	633	597	551
	集団回収	173	152	145	60	62	51	64	48
	計	2,809	2,954	3,073	3,289	3,306	3,337	3,267	3,187
事業系	可燃ごみ	670	709	833	732	743	797	834	777
	不燃ごみ	5	1	0	0	0	0	0	0
	資源ごみ	9	9	8	8	24	8	6	9
	計	684	719	841	740	767	805	840	786
総計		3,493	3,673	3,914	4,029	4,073	4,142	4,107	3,973
1人1日あたり(g)		645	686	738	771	790	815	815	808
1人1日あたり(g) (家庭系ごみ)		518	552	579	630	642	656	649	648

一般廃棄物処理実態調査より

※可燃ごみ：燃えるごみ、可燃性粗大ごみ

※不燃ごみ：危険物、不燃性粗大ごみ

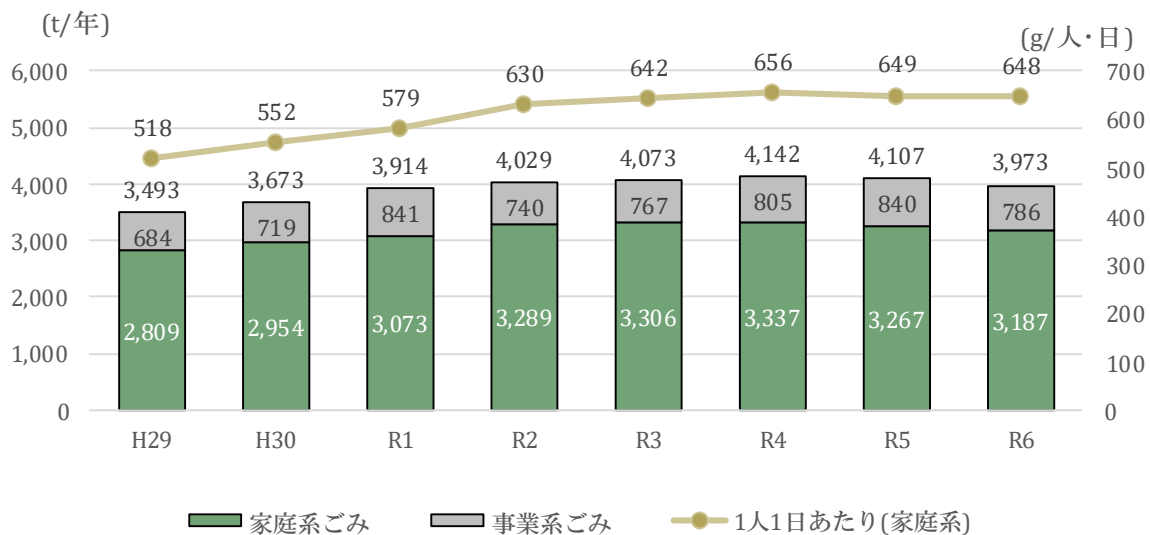
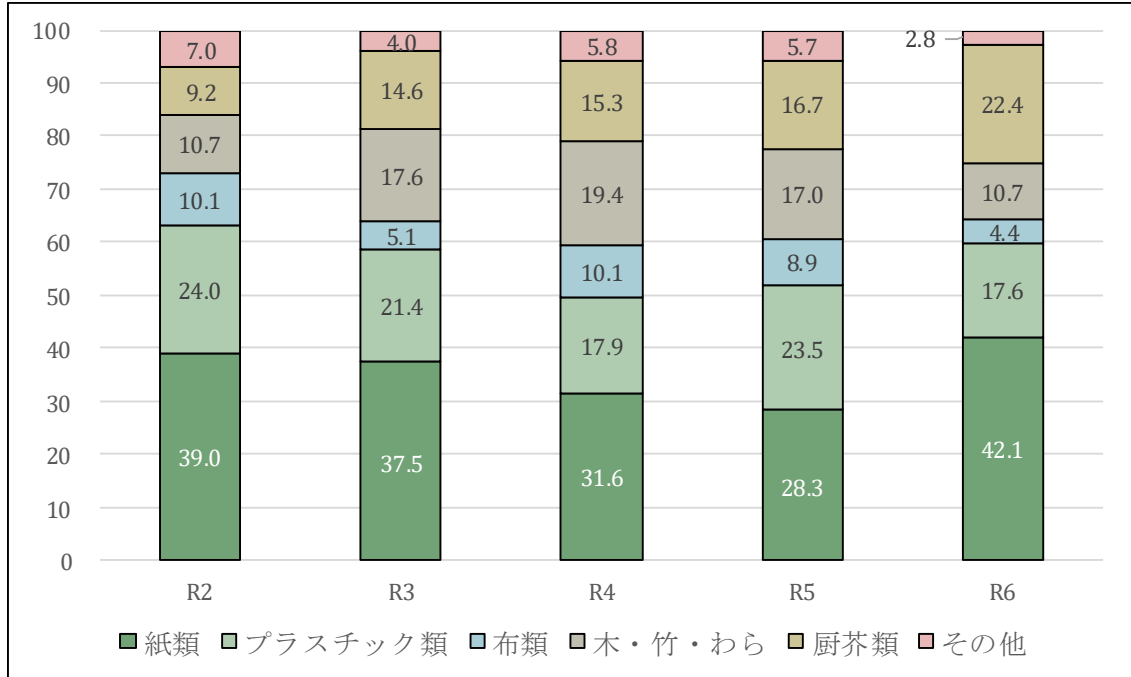


図2-2 ごみ排出量の推移

2. ごみの性状

1) 可燃ごみの種類組成

(単位：%)

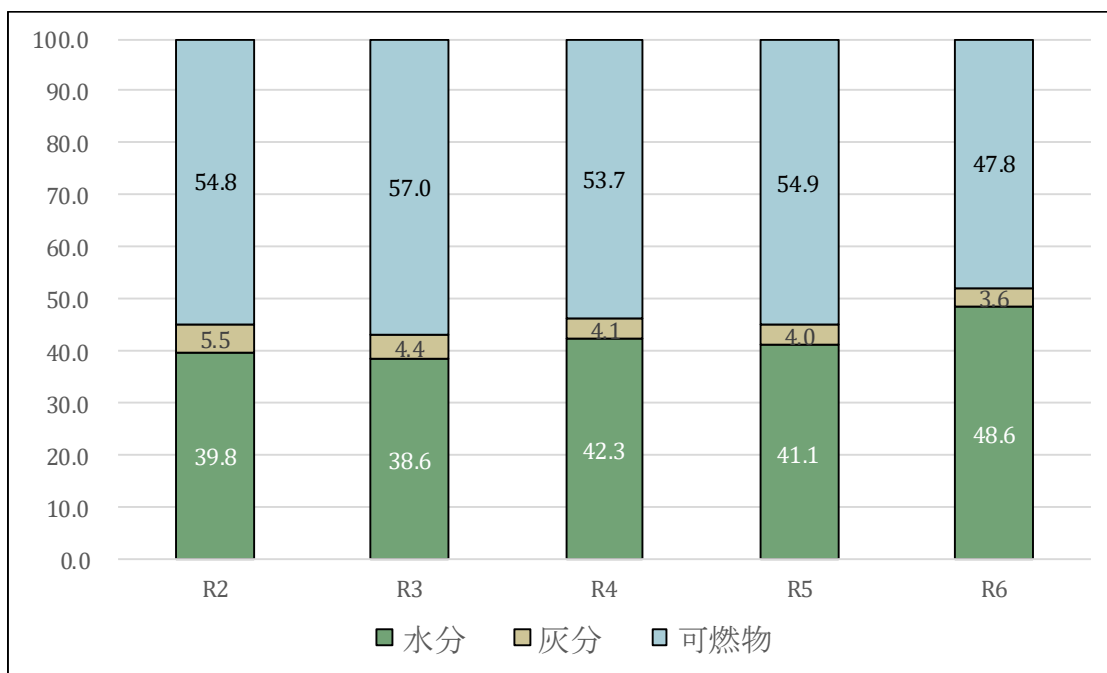


館林衛生施設組合より

図 2-3 可燃ごみの種類組成

2) 可燃ごみの三成分値

(単位：%)



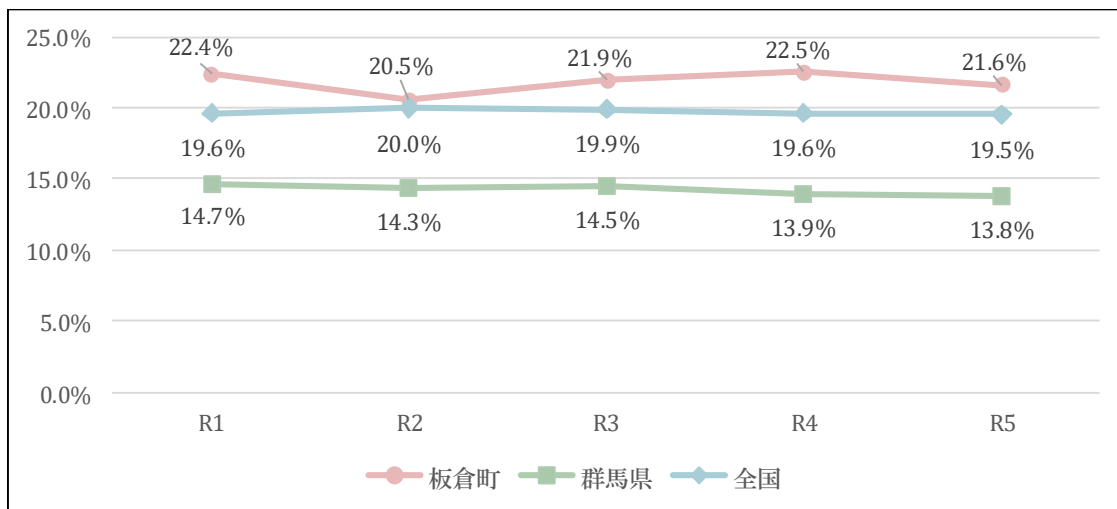
館林衛生施設組合より

図 2-4 可燃ごみの三成分値

3. リサイクル率の推移

板倉町は、群馬県平均・全国平均と比較し、高いリサイクル率となっています。

(単位：%)



一般廃棄物処理実態調査より

図 2-5 リサイクル率の推移

※群馬県平均及び全国平均に関するデータは令和 5 年度が最新のため、令和 5 年度から過去 5 年間の推移を示しています。

4. 集団回収量

(単位：kg)

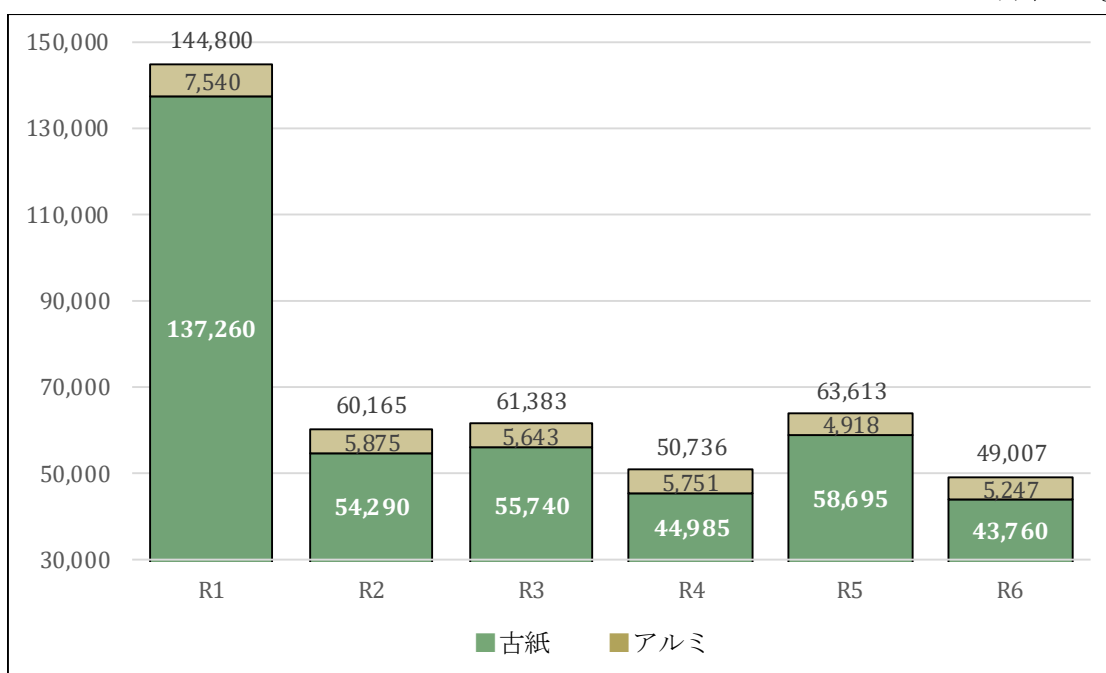


図 2-6 集団回収量の推移

第3節 収集・運搬の状況

1. 収集・運搬の状況

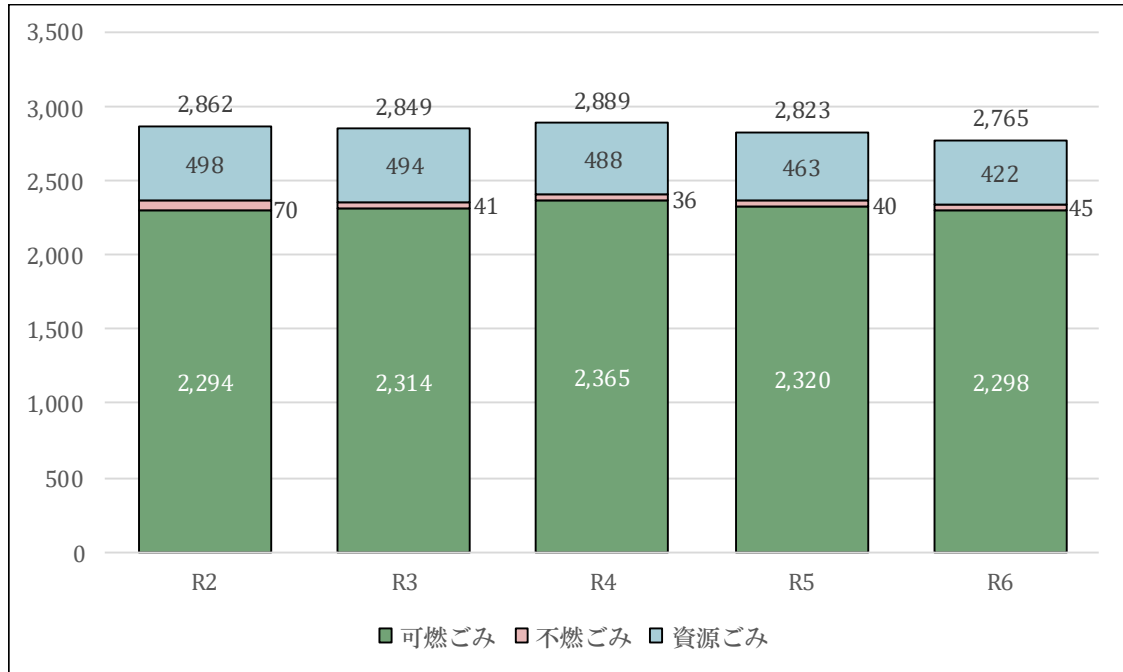
家庭系ごみは、委託業者による収集運搬を行っており、事業系ごみは許可業者によって収集運搬が行われています。これら以外に、ごみを自ら処理施設へ運搬する直接搬入による排出も可能となっています。

表 2-3 家庭系ごみ収集分別区分及び収集頻度

分別区分		排出形態	収集回数
燃えるごみ		透明・半透明の袋	週2回
危険物		透明・半透明の袋	月2回
資源ごみ	かん	透明・半透明の袋	月2回
	びん	透明・半透明の袋	月2回
	古紙類	紐で縛る	月2回
	ペットボトル	専用ネット	月2回又は拠点回収
	容器包装プラスチック	専用ネット	月2回
	その他プラスチック	専用コンテナ	月2回
	小型家電	専用コンテナ	月2回
	廃食用油	専用コンテナ	拠点回収（月2回）
	乾電池	専用コンテナ	拠点回収
	蛍光管・電球	専用コンテナ	拠点回収（月2回）

2. 収集運搬量の推移

(単位：kg)



一般廃棄物処理実態調査より

図 2-7 家庭系ごみ収集運搬量の推移

第4節 中間処理の状況

1. 中間処理施設の概要

1) 焼却処理施設

表 2-4 焼却処理施設の概要

施設名称	たてばやしクリーンセンター
管理者	館林衛生施設組合
所在地	館林市苗木町 2447-19
供用開始	平成 29 年 4 月 1 日
敷地面積	15,155 m ²
処理方法	全連続燃焼式ストーカ式
処理能力	100t/日 (50t/24h×2 炉)
余熱利用	温水発生器による温水回収方式 (施設内給湯・暖房、館林総合福祉センター)

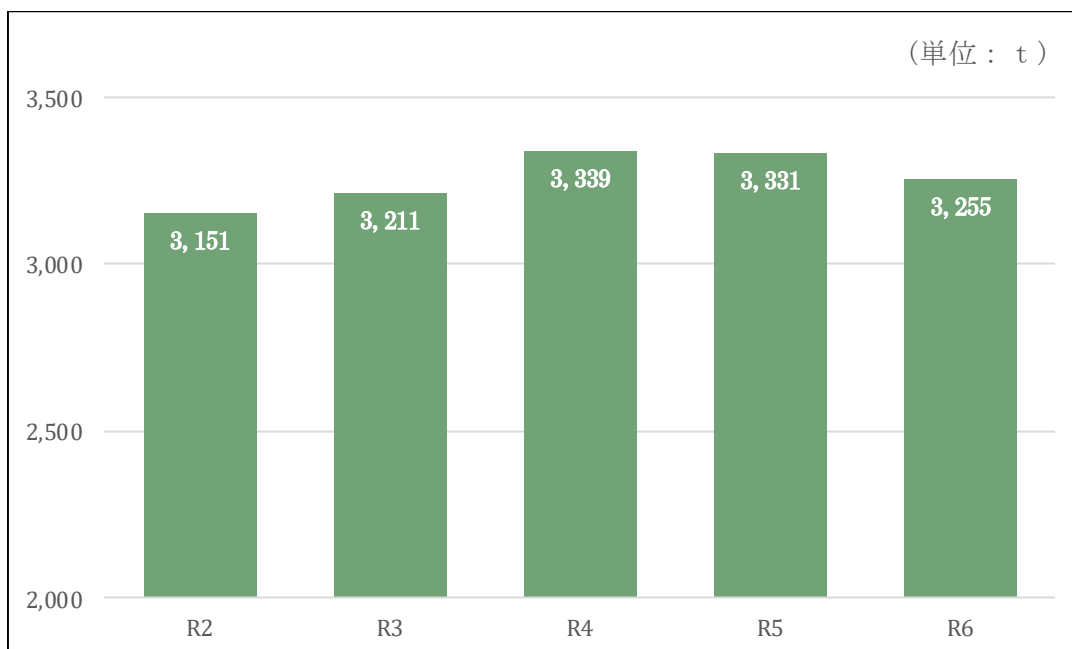
2) リサイクルセンター (粗大ごみ処理施設)

表 2-5 リサイクルセンターの概要

施設名称	いたくらリサイクルセンター
管理者	館林衛生施設組合
所在地	邑楽郡板倉町大字板倉 3427-7
供用開始	平成 29 年 4 月 1 日
敷地面積	6,836 m ²
処理方法	破碎・選別
処理能力	5t/日 (5h)

2. 中間処理量

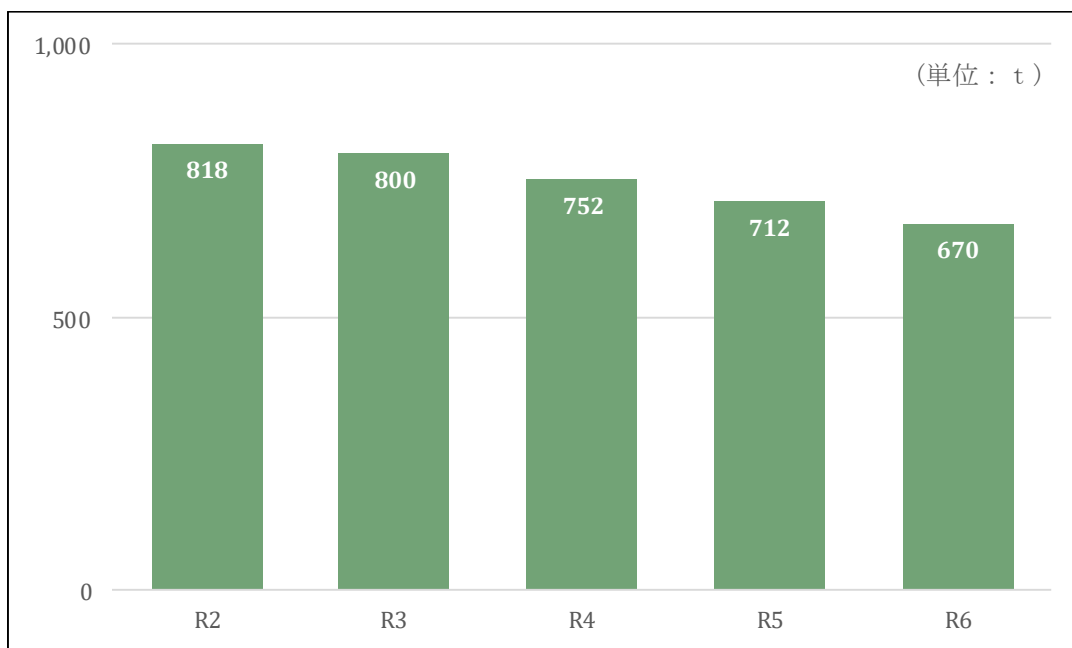
1) 焼却処理量



一般廃棄物処理実態調査より

図 2-8 焼却処理量の推移

2) 不燃ごみ・資源ごみの処理量



一般廃棄物処理実態調査より

図 2-9 不燃ごみ・資源ごみ処理量の推移 (※民間施設の処理量も含む)

第5節 最終処分状況

1. 最終処分場の概要

表 2-7 最終処分場の概要

施設名称	めいわエコパーク
管理者	館林衛生施設組合
所在地	邑楽郡明和町千津井 1019-1
敷地面積	21,307 m ²
埋立面積	2,700 m ²
埋立容量	19,000 m ³
埋立開始	平成 30 年 4 月 1 日
浸出水処理水量	5 m ³ /日

2. 最終処分量

(単位：t)

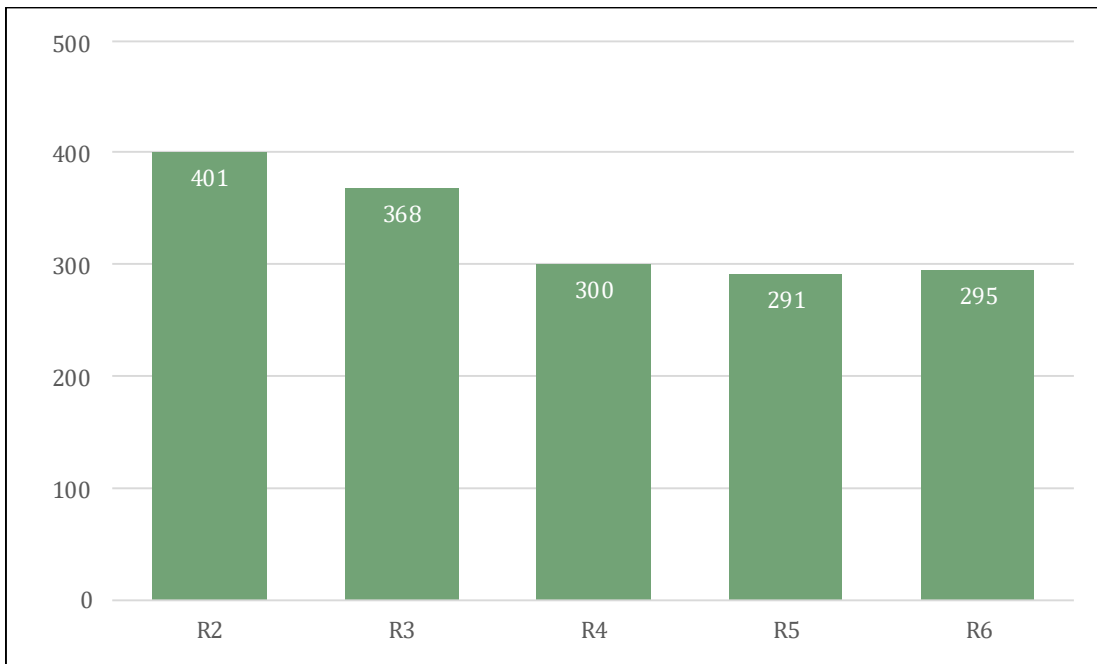


図 2-10 最終処分量の推移 (※民間施設の処分量も含む)

第6節 ごみ処理経費の状況

表 2-7 処理経費の推移

区分 (単位)	R2	R3	R4	R5	R6
処理人口 (人)	14,310	14,118	13,930	13,801	13,472
ごみ排出量 (t)	4,029	4,073	4,142	4,107	3,973
処理経費 (千円)	164,215	179,628	185,296	186,510	198,111
資源物売上等 (千円)	1,561	1,656	2,955	3,216	3,306
差引費用 (千円)	162,654	177,972	182,341	183,294	194,805
1人あたりの処理経費 (円)	11,366	12,606	13,090	13,281	14,460
1 t あたりの処理経費 (円)	40,371	43,696	44,022	44,630	49,032

一般廃棄物処理実態調査より

(単位：円／t)



図 2-11 1t あたりの処理経費の推移

第7節 ごみ処理の評価

ごみ処理システムの評価

1) ごみ処理システムとは

廃棄物処理の状況を把握するために、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成19年6月[平成25年4月改訂]環境省）の考え方に基
づき、ごみ処理状況について類似市町村と比較を行います。

2) ごみ処理システムの評価

令和5年度の実績におけるごみ処理システムでの評価は、システムにより抽出された
関東地区の類似する127市町村の平均値と比較して、すべての項目において優れている
結果となっています。

表 2-8 類似市町村との比較

標準的な指標		1人1日当 りごみ総排 出量	廃棄物から の資源回収 率(RDF・セ メント原料 化等除く)	廃棄物のう ち最終処分 される割合	人口一人当 たり年間処 理経費	最終処分減 量に要する 費用
区分	人口	(g/人・日)	(%)	(%)	(円/人・年)	(円/t)
板倉町	13,801	813	21.6	7.1	14,759	50,367
類似市町村 平均	15,215	966	20.3	7.7	23,568	62,941

第8節 減量化・再利用施策

表 2-9 主なごみの減量化・再生利用施策

施策等	事業概要
「ごみの分け方・出し方ポスター」「ごみ分別おしえて帳」の作成、町公式LINEごみの検索機能	ごみの分別や出し方の概要を説明した印刷物を町民へ配布するとともにホームページにも掲載する。また、町公式LINEにおけるごみの出し方についての検索機能。
広報いたくら	毎月ごみ減量化やリサイクルの推進に関する記事を掲載するとともに、年に1回特集ページも掲載し、啓発を行う。
出前講座（行政区）	行政区への出前講座を行い、町民に対し減量化やリサイクルに関する啓発を行う。
出前講座（学校）	町内小中学校に出向き、児童生徒対象に講座を開催することで、子から親、家族へと減量化やリサイクルに対する意識を広げていく。
資源ごみ集団回収助成支援	行政区や子ども会、小中学校PTA等、公共的な活動をしている団体に対し、資源ごみ（古紙やアルミ缶等）の回収量に応じた補助金を交付し、リサイクルを推進する。
資源ごみのステーション回収	古紙類（新聞、雑誌、段ボール）や容器包装プラスチック、小型家電、その他プラスチック、ペットボトルの資源ごみの分別を行い回収用コンテナ等を設置し、リサイクルを推進する。
資源ごみの拠点回収	資源ごみ（紙パック、蛍光灯、廃食用油、ペットボトル、乾電池、リチウムイオン電池）を回収できる専用ボックス等を町内各公民館へ設置し、リサイクルを推進する。
板倉町生活環境推進協議会制度	各行政区から推薦された推進員に対し、研修会や施設見学等を実施することで、廃棄物に関する資質向上を図り、町民の減量化対策の実践及び普及を図る。
食品ロス削減の推進	各家庭で簡単に取り組める食品ロス削減の啓発を行い、減量化を図る。また、フードドライブを実施し、食品ロス削減の推進を図る。
ごみの分け方出し方の啓発	町転入者に対するごみの分け方出し方に関する説明を行う。また、外国人を多く雇用する企業に対し、外国人向け説明会を開催し、ごみの減量化、資源化への啓発を行う。

第9節 現行ごみ処理の課題

表 2-10 ごみ処理の現状と課題

現状	課題
人口減少の一方で高齢者や外国人が増加している。	誰でも分かりやすいごみ分別の周知方法を検討する必要がある。
ごみの総排出量や1人あたりの排出量は減少傾向にあるが、コロナ禍以前と比較すると増加している。	ごみの発生、排出抑制や資源化を促進する必要がある。
可燃ごみの種類組成では紙類とプラスチック類の割合が高い。	資源化や分別の促進をする必要がある。
可燃ごみの三成分値では水分の割合が増加傾向にある。	生ごみの水切りの徹底をする必要がある。
事業系ごみは直近で減少したものの増加傾向にある。	事業系ごみの出し方に関する周知を徹底する必要がある。
ごみ処理経費が増加傾向にある。	処理経費の削減に努めるほか、費用負担方法を検討する必要がある。
集団回収量がコロナ禍以前と比較し大幅に減少している。	集団回収については、参加意欲が高まるよう制度を検討する必要がある。

第3章 基本理念・基本方針

第1節 基本理念

我が国では、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、3R（「廃棄物の発生抑制（リデュース）」「再使用（リユース）」「再生利用（リサイクル）」）を基本とし、資源の効率的な利用と環境負荷の低減を図る循環型社会の形成が進められてきました。また、「循環型社会形成推進基本計画」において、資源生産性の向上、循環利用率の向上、最終処分量の削減などの指標を掲げ、持続可能な経済社会への転換をめざしています。

さらに、近年は、「第五次循環型社会形成推進基本計画」「地球温暖化対策計画」および「2050年カーボンニュートラル宣言」「プラスチック資源循環促進法」「食品ロスの削減の推進に関する法律」等により、3Rの徹底に加え、脱炭素や資源循環型ビジネスの促進、プラスチック資源循環、食品ロス削減などが強く求められています。

循環型社会の形成において、自治体は、身近な生活ごみ・事業系ごみの対策を通じて、「ごみの発生抑制・資源化の推進」「安定・安全な処理体制の確保」「住民・事業者との協働による取組の展開」などの役割を担っています。

板倉町においては、国・県の方針と整合を図りつつ、町の特徴や規模に応じた循環型社会の実現を目標とした基本理念として、5R（3Rプラス2R）を掲げ、以下のように定めます。

【基本理念】

5Rで進める循環型社会

5Rの推進

Refuse（リヒューズ）発生回避	: 余計なモノは買わない、もらわない。
Reduce（リデュース）発生抑制	: 使い捨ては買わず、詰め替え品を選ぶ。 計画を立て、必要な量だけ買う。
Reuse（リユース）再使用	: 再利用品を購入する。 不用品は人に譲る。
Repair（リペア）修理する	: 壊れたモノは捨てずに治して使う。
Recycle（リサイクル）再生利用	: 資源としてリサイクルする。 再生原料を使用している製品を使う。

第2節 基本方針

基本理念の実現に向け、3つの基本方針を設定します。

【基本方針1】5Rによるごみの発生抑制と資源循環の徹底

5Rを軸として、家庭系・事業系を通じたごみの発生抑制と資源循環の高度化を図ります。

【基本方針2】安全・安定で環境負荷の小さい処理体制の構築

広域連携も含めた適正処理体制の維持・強化を通じて、生活環境の保全と環境負荷の低減を両立します。

【基本方針3】環境美化の推進

住民、事業者、行政が連携して清掃活動やポイ捨て防止等、環境意識向上に繋がる活動を行っていきます。

第3節 数値目標

本計画の目標値を表3-1のとおり定めます。

表3-1 目標値

区分	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和22年度)
1人1日あたりの 家庭系ごみ排出量 (減量化率)	648 g / 人・日	544 g / 人・日 (△16%)
事業系ごみ量 (減量化率)	786 t / 日	723 t / 日 (△8%)
リサイクル率	20.9%	37%
最終処分量 (減量化率)	295 t / 年	247 t / 年 (△16%)

第4章 目標達成に向けた取組

第1節 5Rによるごみの発生抑制と資源循環の徹底

施策	取組		
	町民	事業者	行政(町・組合)
Refuseの推進 (リヒューズ:発生回避)	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋、使い捨てスプーン・フォーク、ストロー等を断り、マイバッグ・マイボトル等を使用する。 ・過剰包装の商品をできるだけ選ばないなど、購入時に「もらわない」選択を心がける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋やトレー等の提供を見直す。 ・簡易包装や詰め替え製品の導入を進め、過剰包装を抑制する。 ・環境配慮型商品の品揃えを増やし、利用者に選択肢を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「Refuse(断る)」の意義を分かりやすく周知し、住民・事業者向け啓発を行う。 ・町が実施するイベントや調達において、使い捨て製品の削減やリユース食器の活用など、率先行動を行う。
Reduceの推進 (リデュース:発生抑制)	<ul style="list-style-type: none"> ・買いすぎ・作りすぎを控え、冷蔵庫内の在庫管理を行うことで、食品ロスを減らす。 ・食材を使い切る工夫や「食べきり」を意識し、残さず食べる習慣づくりに取り組む。 ・生ごみの水切りを徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店や小売店において、適量メニュー、-halfサイズの導入、見切り販売、賞味・消費期限管理の徹底等により、食品ロスを削減する。 ・仕入れや製造量の適正化に努め、売れ残り・廃棄の削減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減に関する啓発を行う ・学校給食や公共施設での食品ロス削減に取り組む。 ・水切りに関する啓発を行う。
Reuseの推進 (リユース:再使用)	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーマーケット、リユース市、譲渡会、フリマアプリ等を活用し、まだ使える品物を捨てずに再使用する。 ・子ども用品、家具・家電、趣味用品等を地域内で譲り合うなど、モノを活かす工夫を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭でのリユースコーナー設置や中古品販売等により、製品の再使用機会を提供する。 ・備品や在庫品、展示品等について、廃棄に先立ち社内外でのリユース・寄付等を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民・事業者のリユース活動を支援する。 ・リユースショップやリサイクル事業者と連携し、再使用可能な物品の受入・提供の仕組みを検討する。
Repairの推進 (リペア:修理する)	<ul style="list-style-type: none"> ・壊れたら買い替えるのではなく、修理・部品交換により長く使うことを心がける。 ・衣類や家具、自転車、小型家電等について、修理店やリペアサービスを積極的に活用する。 ・簡単な補修は自身で行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供している事業者は、その情報を積極的に発信し、利用促進を図る。 ・部品供給や修理対応を可能な範囲で継続し、長期使用を支える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「修理して使う」ことの環境的意義(ごみ減量・CO2削減等)を広報や学校教育等で周知する。 ・リペアワークショップ(おもちゃや病院、服のお直し講座等)の開催や支援を検討し、Repair文化の醸成を図る。
Recycleの推進 (リサイクル:再生利用)	<ul style="list-style-type: none"> ・町の分別ルールに基づき、排出する。 ・雑がみや容器包装プラスチック等、これまで可燃ごみに混入しがちだった資源物の分別を意識して行う。 ・資源集団回収など、地域のリサイクル活動に積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみについて、業種に応じた分別や資源化を徹底し、適正処理を行う。 ・店舗等に資源回収ボックスを設置するなど、リサイクルの仕組みづくりに協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい分別区分・表示・収集方法を周知する。 ・資源化施設・再資源化事業者との連携を強化し、リサイクル品質(異物混入率)の向上を図る。 ・集団回収等の地域活動を支援し、資源物回収量の拡大を図る。
事業系ごみリサイクル等情報の提供や指導		<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量及び分別の徹底する。 ・従業員を対象とした学習会等を実施する。 ・古紙類の資源化を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・展開検査を実施し、違反事業者への指導を行う。 ・適正処理パンフレットの発行を行う。 ・農政部局と連携し農業により排出されるごみの適正処理を推進する。
環境学習の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会へ積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と連携した環境学習を実施する。 ・従業員に対して環境学習の機会を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区や学校、企業等への各種出前講座を行う。 ・学校と連携した環境教育を行う。

第2節 安全・安定で環境負荷の小さい処理体制の構築

施策	取組		
	町民	事業者	行政(町・組合)
適正な収集運搬と作業安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・決められた曜日・時間・場所を守ってごみを排出し、収集作業の安全と効率化に協力する。 ・スプレー缶、ライター、リチウムイオン電池類、刃物等の危険物を適切に分別し、火災や事故を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの排出ルールや契約内容を遵守し、収集事業者の作業安全に配慮する。 ・危険物・有害物の保管・排出方法を適切に管理し、不適切な混入を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集ルールの明確化と周知を行い、住民・事業者に理解を促す。 ・委託業者との情報交換を密に行い、収集方法の見直し等を適宜行う。 ・危険物混入等の事案が発生した場合には、原因の把握と再発防止策を講じる。
中間処理・最終処分施設の安定運用と計画的更新	<ul style="list-style-type: none"> ・施設見学会や情報提供を通じて、ごみ処理施設への理解を深める。 ・施設の適正運用に支障となるような不適正排出を行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設の受入基準を遵守し、不適正物の搬入を行わない。 ・事業活動で発生する廃棄物の性状を把握し、必要に応じて事前相談を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中間処理施設・最終処分場の機器更新・修繕等を計画的に実施し、安定稼働を確保する。 ・施設の残余容量や老朽化状況を把握し、長期的な更新・整備計画を策定する。
災害発生時の廃棄物処理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、町が示す分別・排出ルールに従い、円滑な処理に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の事業継続計画(BCP)に廃棄物対応を位置付け、災害時の排出抑制や適正処理に配慮する。 ・重機、車両等の資機材や人材の提供など、町からの協力要請に可能な範囲で応じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画を整備し、仮置場の事前指定や処理フローを明確化する。 ・発災時の役割分担や連絡体制について、関係機関・事業者と事前に確認するとともに、訓練を実施する。
収集・処理に伴う温室効果ガス排出の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出量削減や分別徹底により、焼却量の削減とCO2排出量の抑制に貢献する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・物流や廃棄物収集の効率化、省エネ車両の導入等を通じて、事業活動に伴うCO2排出削減に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集ルート最適化、車両の低公害・省エネ型への更新等を通じて、収集運搬に伴うCO2排出を削減する。 ・処理施設におけるエネルギー効率化や、再生可能エネルギー利用の可能性を検討する。

第3節 環境美化の推進

施策	取組		
	町民	事業者	行政(町・組合)
ポイ捨て・不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイ捨てをしないことはもとより、身近な人にも注意喚起を行い、マナー向上に努める。 ・不法投棄や大量のごみの放置等を見かけた場合は、町や関係機関に情報提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴うごみのポイ捨て、不法投棄が起こらないよう、従業員教育を徹底する。 ・自らの事業ごみを適正に処理し、不法投棄につながるような委託や排出を行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイ捨て・不法投棄が発生しやすい場所を把握し、巡回や監視、看板設置等を行う。 ・不法投棄が発生した場合には、状況に応じて調査・指導・原状回復等の対応を行う。
地域ぐるみの清掃・美化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区等が行う地域清掃、一斉美化活動に積極的に参加する。 ・自宅周辺やごみステーションの清掃や草取り等に協力し、地域の環境美化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗・事業所周辺の清掃を定期的に行い、来訪者や通行人にとって快適な環境づくりに努める。 ・地域の清掃活動や美化キャンペーンに協賛・参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区や団体等と連携し、地域清掃、一斉清掃の実施を支援する。 ・ごみ袋の提供やごみの収集等により、地域の美化活動を後押しする。
道路・河川・公園等の公共空間の美化・維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・散歩や通学・通勤の際に気付いたごみの回収や、異常の通報等を行い、公共空間の美化に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業ボランティアとして、道路・河川・公園等の美化活動に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川・公園等の清掃・草刈り・設備維持管理を計画的に実施する。
環境美化に関する啓発・環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙等で環境美化の情報を積極的に学び、日常生活の行動に活かす。 ・子どもと一緒に清掃活動に参加するなど、次世代への意識継承に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員研修等の機会を活用し、環境美化やマナー向上について周知・啓発する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育や社会教育の場で、環境美化やごみ問題に関する学習機会を提供する。 ・広報紙、ホームページ、SNS等を活用し、環境美化の重要性や取組事例をわかりやすく発信する。

第4節 その他の計画

1. 災害廃棄物対策

災害に対する危機管理体制の充実・強化を図るとともに、群馬県や他市町村と連携し、災害発生時における災害廃棄物処理の適正かつ円滑な対応に努めます。

また、板倉町災害廃棄物処理計画を定め、発生する災害廃棄物を適切かつ迅速に受入・処理できるよう備えます。

板倉町生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

板倉町は、利根川水系や渡良瀬遊水地等の豊かな水辺環境と、水田等の農地が広がる農村集落を主体とした町であり、その良好な水環境と生活環境を将来にわたって保全していくことが求められています。

一方で、生活様式の変化や高度化に伴い、水洗化率の向上や生活排水の増加が進み、生活排水が公共用水域の水質に与える影響は依然として大きい状況にあります。

このような状況を踏まえ、板倉町生活排水処理基本計画では、板倉町的生活排水を適正に処理し、長期的かつ総合的な視野に立った基本的な方針を定めるものとします。

1. 生活排水処理基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理と生活排水処理の2編で構成されています。生活排水処理基本計画は、一般廃棄物のうち、生活排水についての基本計画を定めます。

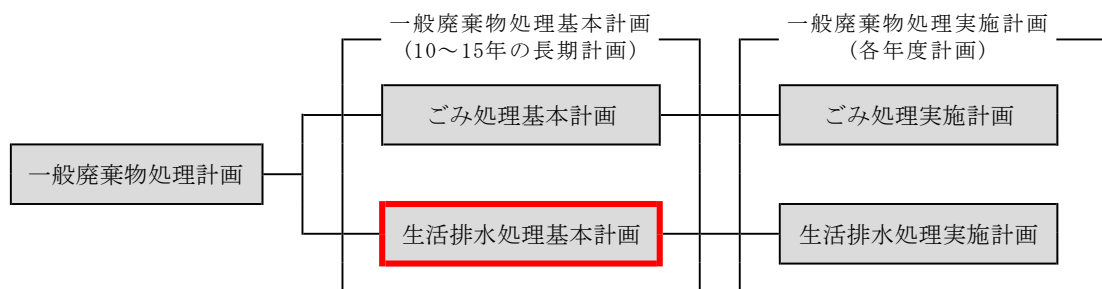


図 1-1 生活排水処理基本計画の位置付け

第2章 生活排水の現状

第1節 生活排水処理形態

1. 処理形態別人口

表 2-1 処理形態別人口の推移

区分	R2		R3		R4		R5		R6	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
処理人口	14,228	—	13,999	—	13,808	—	13,601	—	13,383	—
A. 下水道	2,371	16.7%	2,388	17.1%	2,389	17.3%	2,357	17.3%	2,387	17.8%
B. 合併浄化槽	9,090	63.9%	8,982	64.2%	8,919	64.6%	8,845	65.0%	8,675	64.8%
C. 単独浄化槽	2,229	15.7%	2,120	15.1%	2,013	14.6%	1,937	14.2%	1,866	13.9%
D. 汲み取り	538	3.8%	509	3.6%	487	3.5%	462	3.4%	455	3.4%
生活排水処理率(A、B)	80.6%		81.2%		81.9%		82.4%		82.7%	
水洗化率(A、B、C)	96.2%		96.4%		96.5%		96.6%		96.6%	

※各年度4月1日現在

市町村公共施設状況調査基礎資料より

2. 生活排水処理体系

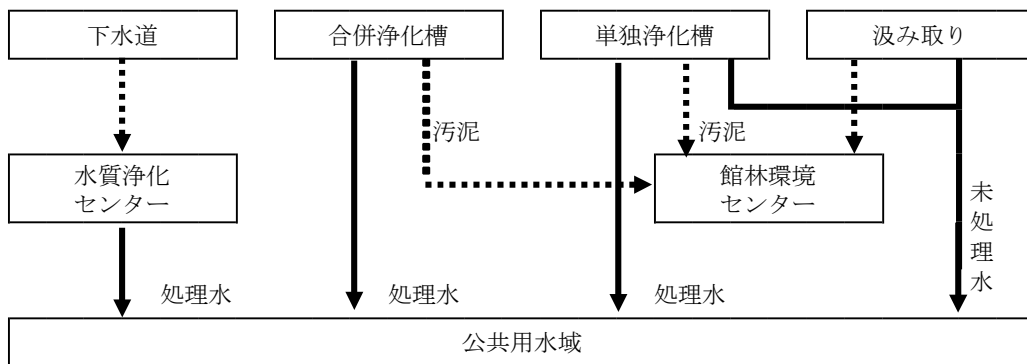


図 2-1 生活排水処理形態図

第2節 下水道

板倉町の下水道事業は、平成4年度に640haの全体計画を策定し、平成6年度に板倉ニュータウンの218haの区域を対象に事業認可を受け事業に着手しました。

その後、平成17年度には計画の見直しを行い、全体計画を218haに縮小しました。

表 2-2 下水道概要

区分	単位	全体計画	現況 (令和6年度末現在)
処理面積	ha	218	147
処理区域人口	人	5,949	2,387
污水管(幹線)延長	m	3,550	2,838
処理能力(日最大)	m ³ /日	2,350	2,350
処理場	箇所	1	1

第3節 収集運搬体制

し尿、浄化槽汚泥、雑排水処理槽汚泥は、町が許可した収集業者に町民が直接、収集を依頼することで、収集・運搬が行われます。収集・運搬車両はバキューム車でっています。

今後、し尿、浄化槽汚泥、雑排水処理槽汚泥の収集量は減少が予測されるため、現在の許可業者が所有する収集車両台数などにより、適正かつ安定的な収集・運搬が可能なことから、この体制を継続することを基本とします。表 1-3 に板倉町の一般廃棄物の収集運搬についての手数料を示します。

表 2-3 一般廃棄物の収集についての手数料

種別	単位	金額	対象
し尿	18ℓにつき	157円	町所有の公共施設、普通世帯、会社、事業所等

館林衛生施設組合より

第4節 館林環境センター

1. 中間処理体制（し尿処理施設）

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理については、平成2年度より板倉町、館林市、明和町、千代田町の1市3町にて広域処理を行っています。

表 2-4 館林環境センター概要

施設名	館林環境センター
管理者	館林衛生施設組合
所在地	館林赤生田町65番地の1
運転開始	平成2年10月
敷地面積	7,865.62㎡
処理方法	高負荷脱窒素処理＋高度処理
処理能力	84kℓ/日（し尿6kℓ＋浄化槽汚泥78kℓ）

2. し尿及び浄化槽汚泥の発生量

表 2-5 し尿及び浄化槽汚泥の発生量の推移

（単位：キロℓ）

種別	R2	R3	R4	R5	R6
し尿	359.9	330.1	336.6	379.1	387.0
浄化槽汚泥	4,567.50	3,990.80	4,236.00	4,279.10	4,111.00

館林衛生施設組合より

3. 放流水質

館林環境センターにおいて処理後に発生する放流水は、谷田川を經由して利根川に放流されています。

館林環境センターの放流水質を表 2-6 に示します。

表 2-6 放流水質 (令和 6 年度)

区分	水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 (BOD) (PPM)	浮遊物質量 (SS) (PPM)
組合設定値	5.8～8.6	10	10
環境省基準値	5.8～8.6	20	70
4月	7.0	1.2	<1.0
5月	6.9	<1.0	<1.0
6月	7.1	<1.0	<1.0
7月	7.2	<1.0	<1.0
8月	7.3	1.1	<1.0
9月	7.3	1.2	<1.0
10月	7.4	1.0	<1.0
11月	7.3	<1.0	<1.0
12月	7.3	<1.0	<1.0
1月	7.1	<1.0	<1.0
2月	7.0	<1.0	<1.0
3月	7.2	<1.0	<1.0

館林衛生施設組合より

第5節 本町における水環境、水質保全に関する状況

本町では、町内2つの河川でそれぞれ2か所において、水質測定を毎年実施しています。

表 2-7 水質検査結果の推移

基準値：5mg/ℓ

(単位：mg/ℓ)

生物化学的酸素 要求量(BOD)		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
板倉川	稲良橋	3.4	1.1	2.3	2.4	2.6
	昭和橋	3.3	2.0	2.0	2.4	2.9
谷田川	斗合田橋	4.3	4.1	3.9	4.0	4.3
	藤の木橋	5.7	3.3	3.5	4.6	4.5

※測定値は、日平均値の年間平均値

第3章 基本理念・基本方針

第1節 基本理念

板倉町の特徴である、豊かな水辺環境を将来にわたって保全していくため、以下のとおり基本理念を定めます。

【基本理念】

効率的かつ持続可能な生活排水処理の実現

第2節 基本方針

基本理念の実現に向け、3つの基本方針を設定します。

【基本方針1】生活排水処理設備の整備推進

合併処理浄化槽への転換を推進します。

【基本方針2】適正な維持管理の推進

下水道については適正な維持管理を推進するとともに、浄化槽設置世帯への定期的な保守点検・清掃及び法定点検等の適正な維持管理を推進します。また、し尿・浄化槽汚泥の効率的な収集・運搬・処理を実施します。

【基本方針3】地域協働による生活排水処理対策の推進

日常生活や事業活動における水環境負荷への低減に向けて、町民、事業者、町それぞれの役割に応じた取組を推進します。

第3節 数値目標

本計画の目標値を表 3-1 のとおり定めます。

表 3-1 目標値

区分	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和22年度)
生活排水処理率	82.7%	90.7%
水洗化率	96.6%	99.0%

※生活排水処理率：下水道、合併浄化槽の割合。

※水洗化率：下水道、合併浄化槽、単独浄化槽の割合。

第4章 目標達成に向けた取組

第1節 生活排水処理設備の整備推進

1. 合併処理浄化槽の整備推進

汲み取り槽や単独処理浄化槽の設置世帯・事業所に対しては、合併処理浄化槽への転換を促進します。周知活動を積極的に行うとともに、浄化槽協会とも連携した啓発活動を推進します。

また、合併浄化槽への転換や新規設置については、10人槽以下の住宅用合併処理浄化槽を対象とした補助制度を継続して推進するとともに、国・件の交付金や補助制度も活用していきます。

2. し尿・浄化槽汚泥棟処理施設の整備推進

し尿・浄化槽汚泥等については、館林環境センターにて処理を行っていますが、運用開始から30年以上が経過し、施設は老朽化しています。令和3年度から令和5年度にかけて基幹的設備改良工事を行い、設備の長寿命化を図りました。今後も地域公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るため安定的な施設運営に努めます。

第2節 適正な維持管理の推進

1. 生活排水処理設備の維持管理

1) 下水道の適正な維持管理

板倉町水質浄化センターにおいては、下水を適切に処理し水質の浄化を図るため、施設の運転管理や処理水質の適切な維持管理に努めています。

計画的な修繕等を行い、施設の長寿命化を図ると共に、効率的な維持管理を目指します。

2) 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽設置世帯に対しては、定期的な保守点検・清掃及び検査の実施など適正な維持管理の周知啓発を図ることにより、浄化槽の機能が十分に発揮され良好な処理水質が確保されることを目指します。

2. し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥については、収集量に見合った効率的かつ円滑な収集体制を構築するとともに、施設への搬入量の変動を抑えるため、館林衛生施設組合と構成市町とが連携した計画的な収集を行うとともに、迅速かつ衛生的な処理を行います。

第3節 地域協働による生活排水処理対策の推進

1. 町民の役割

町民一人ひとりが水環境保全の中心的役割を担っていることから、生活排水を排出する当事者であることを認識し、水環境保全に向けた日常生活を実践することが重要です。

汲み取り槽や単独処理浄化槽設置世帯では、合併処理浄化槽への転換等により、生活排水処理の適正化を図っていく必要があります。

2. 事業者の役割

事務所等からの生活排水については、適正な処理を行うことが重要です。また、事業活動によって発生する油脂や薬剤等の物質による公共用水域の水質汚濁を防止するため、排出基準の達成に努めるとともに、適正な処理施設を設置・整備する必要があります。さらに、排出基準達成を継続するために適正な維持管理も重要です。

3. 町の役割

1) 普及・啓発

広報やホームページ等を活用し、町民や事業者への水環境の保全に関する情報提供や、地域や学校への出前講座の実施、処理場の見学等を通じて、生活排水処理の重要性や理解向上を図ることにより、自主的な取組みへとつなげていくものとします。

また、事業所との環境保全に関する協定書の締結も推進していきます。

2) 水環境保全の取組

河川等の水質汚濁の防止及び水環境の保全に関する河川水質調査を継続して実施していきます。

また、県と連携した水質調査や水質浄化の取組も推進していきます。

板倉町一般廃棄物処理基本計画

令和8年4月

板倉町 住民環境課

〒374-0132 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉 2682 番地 1

TEL : 0276-82-1111 (代) FAX : 0276-82-1300 (代)

E-mail : kankyou@town.itakura.gunma.jp

<http://www.town.itakura.gunma.jp>
